

習志野市不登校支援基本方針

令和7年3月
習志野市教育委員会

<目次>

第1章 策定の趣旨

- 1 策定の趣旨 ……1
- 2 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する
基本理念 ……2

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

- 1 不登校児童生徒数の推移等 ……3～4
- 2 不登校の要因及び分析 ……4～5

第3章 本市の不登校支援の考え方

- 1 不登校支援の基本理念 ……6
- 2 不登校支援の方向性 ……7

第4章 本市の今後の不登校支援の取り組み

- 1 安心な学校・学級づくり【未然防止】 ……8
- 2 小さな変化も見逃さない支援体制の強化【早期支援】 ……9
- 3 様々な居場所づくり【多様な支援体制】 ……10

第1章 策定の趣旨

1 策定の趣旨

「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は 346,482 人であり、前年度から 47,434 人(15.9%)増加し、過去最多となった。また、在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は 3.7%(前年度 3.2 %)で、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加しており、学校教育が抱える大きな課題の一つとなっている。

これらの背景により千葉県は、不登校児童生徒の教育機会の確保に関し、基本理念を定める等、不登校児童生徒の状況に応じた施策を総合的に推進し、不登校児童生徒の将来における社会的自立に資することを目的に、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」を令和5年4月1日に施行した。また、その条例に基づき、千葉県及び千葉県教育委員会は「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する施策を総合的に推進するための基本方針」を令和6年3月29日に策定しており、それらには、不登校児童生徒の支援を進める上で、「多様な教育機会を確保する」という大きな方向性が示されている。

一方、本市においては、昭和45年に議決した「文教住宅都市憲章」の理念に沿って、教育施策を推進し、特色ある「習志野の教育」を築いてきた。また、本市教育委員会においては習志野の教育の独自性・自主性・自律性を発揮し、意図的・計画的な教育振興の推進を図るために、「習志野市教育振興基本計画」(令和2年度～令和7年度)を策定し、「習志野市基本構想」(平成26年度～令和7年度)に示された将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を教育の面から実現することを目指し、さまざまな事業を展開している。こうした中、本市においても不登校児童生徒数は、小中学生ともに大きく増加しており、本市の喫緊の課題として取り組んでいるところである。

この「習志野市不登校支援に関する基本方針」(以下、基本方針)は、校内教育支援センター等の学習機会の確保や居場所づくり、校外における学びの場である適応指導教室「フレンドあいあい」の運営など、これまで多様な教育機会を確保する上で実施してきた取組に加え、令和7年度学びの多様化学校の新設など、新たな支援策を含め、個々の児童生徒に寄り添い、きめ細かな支援策を推進すべく、その具体的な取組の方針を示すものである。

以上の点を踏まえ、本市において、児童生徒一人ひとりの状況に応じた多様な支援に関する指針として本基本方針を策定する。

2 千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保に関する基本理念

千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例第3条には、以下の4つの基本理念が示されている。

第三条 不登校児童生徒の教育機会の確保は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- ① 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、教職員との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係の構築並びにいじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校運営を図ること。
- ② 不登校児童生徒の主体性を尊重し、不登校児童生徒が登校できるようになることのみを目標とせず、将来の社会的自立を目指すこと。
- ③ 不登校児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学習活動を認めて支援すること。
- ④ 県、市町村、学校、児童生徒の保護者、フリースクール等その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、基本方針を策定する。

第2章 本市の不登校児童生徒の現状

1 不登校児童生徒数の推移等

児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の推移（表1及び表2）を見ると、令和5年度において、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は346,482人（小学校130,370人、中学校216,112人）、千葉県は14,300人（小学校5,713人、中学校8,587人）、そして、本市は499人（小学校226人、中学校273人）と、いずれも過去最多であり、学校教育が抱える大きな課題の一つとなっている。

本市における令和元年度から令和5年度の不登校児童生徒の状況は、図1の習志野市不登校児童生徒数及びその割合の推移が示すとおりである。令和5年度の小中学校の不登校児童生徒の割合については、小学校で2.50%（226人）、中学校で6.72%（273人）であり、令和元年度の割合と比較すると、小学校では約2.6倍、中学校では約1.7倍増加している。

また、表3の令和5年度習志野市不登校児童生徒の学年別人数を見ると、学年が上がるにつれて不登校児童生徒数は増加しており、特に小学校6年生から中学校2年生にかけて、大きく増加していることが分かる。

表1 国、千葉県、本市の小学校における不登校児童数及びその割合の推移

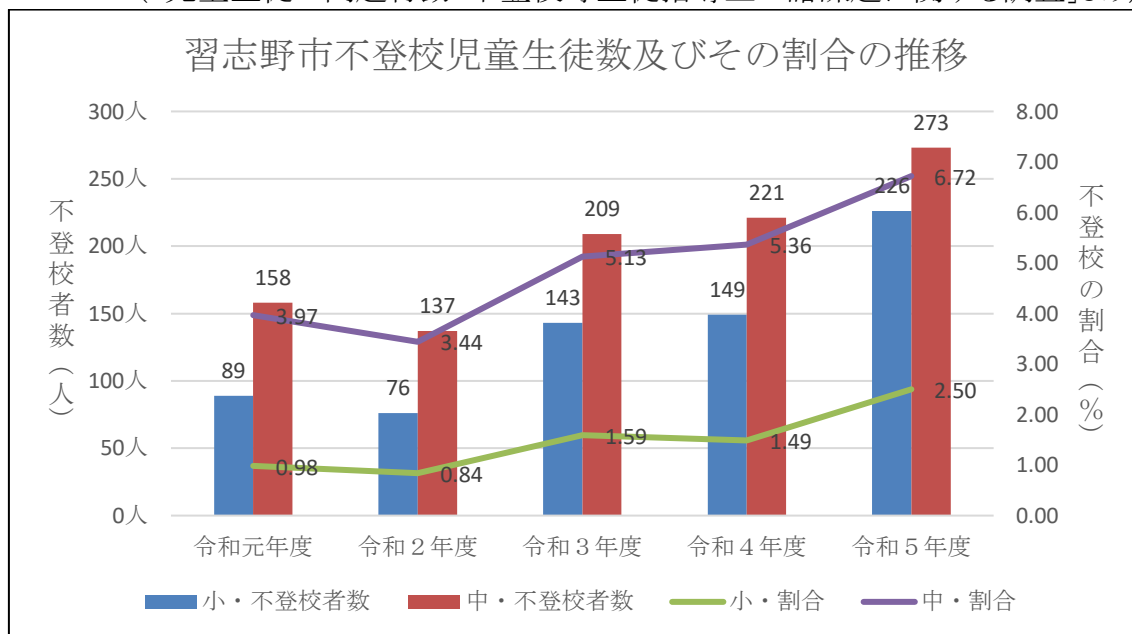
年 度	国		県		市	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率
R元年度	53,350	0.83	2,352	0.76	89	0.98
R2年度	63,350	1.00	2,691	0.88	76	0.84
R3年度	81,498	1.30	3,583	1.18	143	1.59
R4年度	105,112	1.70	4,600	1.53	149	1.64
R5年度	130,370	2.14	5,713	1.93	226	2.50

（「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

表2 国、千葉県、本市の中学校における不登校生徒数及びその割合の推移

年 度	国		県		市	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率
R元年度	127,922	3.94	5,149	3.50	158	3.97
R2年度	132,777	4.09	5,159	3.52	137	3.44
R3年度	163,442	5.00	6,368	4.30	209	5.13
R4年度	193,936	5.98	7,482	5.09	221	5.36
R5年度	216,112	6.71	8,587	5.88	273	6.72

(「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より)



(習志野市立小中学校月例報告「長期欠席児童生徒状況報告書」より)

図1 習志野市不登校児童生徒数及びその割合の推移

表3 令和5年度習志野市不登校児童生徒の学年別人数

小学校	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)	4年生 (人)	5年生 (人)	6年生 (人)	合計(人)
	7	25	30	40	43	81	226
中学校	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)				合計(人)
	73	107	93				273

(習志野市立小中学校月例報告「長期欠席児童生徒状況報告書」より)

2 不登校の要因及び分析

本市における令和元年度から令和5年度の不登校児童生徒の欠席理由別人数は表4に示すとおりである。不登校やその傾向になる背景や要因は、いくつかの要素が重なっていることが多く、さらに状況によって変わることもしばしば見受けられ、一面的な捉え方は難しいため、表4の結果をあくまでも一つの傾向として考える。

不登校の要因としては、「友人関係をめぐる問題」や「学業の不振・進路にかかる不安」などの学校に係る状況や「家庭の生活環境の急激な変化」などの家庭に係る状況、「病気による欠席(医師による診断の有無等に関わらない心身の病気等、理由の分からない腹痛、頭痛、微熱等)」や「不安など情緒的混乱」などの本人に係る状況が挙げられるが、令和元年度から令和5年度にかけての変化を見ると、コロナ禍での様々な制約による生活リズムの乱れや多様性の尊重・意識変化により、本人に係る状況の割合が非常に高くなっている傾向がある。

表4 習志野市不登校児童生徒の欠席理由別人数

欠席理由		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
小学校	いじめ	2	0	1	1	0
	友人関係をめぐる問題	1	0	4	4	9
	教師との関係をめぐる問題	0	1	3	0	1
	学業の不振	2	2	1	1	2
	進路にかかる不安	1	0	1	0	2
	クラブ活動、部活動等への不適應	0	0	0	0	0
	学校のきまり等をめぐる問題	0	0	1	1	0
	入学、転編入学、進級時の不適應	1	1	0	0	0
	家庭の生活環境の急激な変化	4	5	8	1	5
	親子関係をめぐる問題	4	1	6	2	3
	家庭内の不和	0	3	1	1	4
	病気による欠席	14	5	21	20	57
	遊び・非行	2	0	2	1	2
	無気力	15	15	29	36	52
	不安など情緒的混乱	32	29	51	50	49
	意図的な拒否	5	10	5	13	19
	本人に関わる問題	6	4	9	18	21
	合計	89	76	143	149	226
中学校	いじめ	1	0	0	0	0
	友人関係をめぐる問題	4	3	7	2	5
	教師との関係をめぐる問題	0	0	0	0	0
	学業の不振	6	4	13	7	4
	進路にかかる不安	1	0	1	1	1
	クラブ活動、部活動等への不適應	0	0	0	0	0
	学校のきまり等をめぐる問題	0	0	0	0	0
	入学、転編入学、進級時の不適應	1	1	2	1	1
	家庭の生活環境の急激な変化	3	5	5	3	1
	親子関係をめぐる問題	4	0	5	2	1
	家庭内の不和	1	0	2	1	1
	病気による欠席	32	38	54	56	81
	あそび・非行	7	1	0	0	2
	無気力	31	48	41	49	41
	不安など情緒的混乱	55	24	43	51	86
	意図的な拒否	4	11	7	20	9
	本人に関わる問題	8	2	29	28	40
	合計	158	137	209	221	273

(習志野市立小中学校月例報告「長期欠席児童生徒状況報告書」より)

第3章 本市の不登校支援の考え方

1 不登校支援の基本理念

不登校はどの児童生徒にも起こりうるものであることを踏まえ、児童生徒の主体性を尊重した上で、その支援は「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立に向けた支援を不登校児童生徒及び保護者に対して、推進していくものである。

その中で、不登校に至った背景や要因、また、それらが継続する理由等は、個々にその状況が異なることから、一人ひとりの児童生徒の実態に応じた支援が必要となる。このようなことから、本市の不登校支援の基本理念を以下の通り、位置付ける。

「一人ひとりの状況を踏まえ、寄り添った支援」
「将来の社会的な自立を目指す」
「人や社会につなげる」

(1) 一人ひとりの状況を踏まえ、寄り添った支援

不登校の状況は個々に異なるため、その背景や要因等を理解した上で、関係機関との連携を図り、協力を得ながら、組織的・計画的に進め、一人ひとりの児童生徒及び保護者に寄り添った支援が大切である。

(2) 将来の社会的な自立を目指す

児童生徒によっては、考え方により不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の大切な意味を持つことを理解する必要がある。しかし、不登校の状態が継続し、支援が十分に受けられない状態が続くことは、心身の不安だけでなく学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクにつながる恐れがあり、本人や保護者と状況に応じて共有を図り、効果的な支援策を講じることが重要である。

(3) 人や社会につなげる

不登校の状況やその捉え方は個々によって違いがあるが、どのような状況であっても、誰ともつながりを持たずに、悩みを抱えているが相談できない等、不登校児童生徒及び保護者が孤立してしまう状況にならないよう、様々な関係機関との連携を図り、支援していくことが大切である。

2 不登校支援の方向性

基本理念を踏まえ、児童生徒一人ひとりが自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて、これまでも取り組んできた効果的な支援は継続するとともに、社会状況の変化等を考慮し、以下の3つの方向性から取り組みを推進していく。

方向性1 安心な学校・学級づくり【未然防止】

分かる授業の展開や様々な教育活動を通した自己肯定感や自己有用感の向上、いじめ等の問題行動に対する組織的な対応など、児童生徒一人ひとりが安心して登校することができ、学校に登校することが楽しいと感じ、以前にも増して通いたいと思える魅力ある学校・学級づくりに取り組んでいく。

方向性2 小さな変化も見逃さない支援体制の強化【早期支援】

児童生徒の心身の状態の小さな変化も早期に把握して、児童生徒及び保護者の思いに寄り添い、素早く支援につなげるよう、教育相談を含めた児童生徒に対しての支援体制の強化に努める。

方向性3 様々な居場所づくり【多様な支援体制】

学校内外において、落ち着いた空間の中で自分のペースで過ごすことができる居場所づくりに取り組んでいく。また、児童生徒の実態に配慮した柔軟な教育課程を編成することができる新たな学びの場の設置も進めていく。

第4章 本市の不登校支援の取り組み

1 方向性1 安心な学校・学級づくり【未然防止】

(1) 生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」の推進

- 児童生徒が自ら学ぶ意欲をもち、達成感や充実感を味わい、自己理解を深め、自己実現を図れるよう、授業力向上・改善に努める。また、教育活動の基盤である学級経営において児童生徒理解に重点を置き行う。
- 教員と児童生徒や児童生徒同士の共感的人間関係を基に、一人一人が自己存在感を持てる場面や、自己決定する場面のある、生徒指導の機能を生かした授業を実践する。

(2) 個々の学習状況等に応じた指導や配慮の実施

- 学習のつまずきから学校への登校が苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つになることから、個に応じた指導の充実を図り、児童生徒の自己肯定感や自己有用感を高める。
- 個々の児童生徒の状況やその教育的ニーズに応じた合理的な配慮を提供する。

(3) 計画的・組織的な対応ができる生徒指導及び支援体制の充実

- いじめや暴力行為等を許さない学校・学級づくりを目指す。
- 児童生徒の生徒指導上の問題や課題等は、校内の生徒指導部会等で情報を共有し、組織的な対応ができる体制を整備する。また、児童生徒の悩みや課題等は、校内の教育相談部会で共有する中で支援策を検討し、組織的且つ計画的に支援できる体制を構築する。
- 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、共有し、個々の状況に応じた具体的な支援ができるよう、迅速に組織で対応する。また、学校内において安心して過ごすことができる居場所づくりを推進する。

(4) 教職員の資質・指導力の向上に向けた取り組み

- いじめや不登校等に関する校内外における研修の充実を図ることや校内の各種会議等で教職員が連携し、生徒指導に関する指導力の向上に努める。
- 若年層教職員に対しては、教職経験5年を経るまでに、教科指導や学級づくりの基礎基本を身に付けられるようにし、教職員としての指導力の向上を図る。

2 方向性2 小さな変化も見逃さない支援体制の強化【早期支援】

(1) 児童生徒等の不安や悩みを早期に発見する教育相談体制の充実

- 学期毎(年3回)にいじめアンケートを実施し、いじめを早期発見するとともに、校内いじめ対策委員会において迅速且つ組織的に対応することを徹底する。
- 学期毎(年3回)に教育相談アンケートを実施し、その内容を踏まえて教育相談を学期毎、年3回以上実施するとともに、日頃からの児童生徒の様子を注視し、躊躇なく相談ができる体制を構築する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図り、教育相談体制を充実させ、いじめや不登校等の早期支援に取り組む。
- 指導主事による毎学期末の学校訪問を通じて、生徒指導上の課題協議を実施する。
- 児童生徒、保護者、教職員等がいじめや不登校等の問題や課題に対して、安心して相談できるよう、各学校と市総合教育センターが連携し、早期発見、早期対応ができる、充実した相談体制づくりに努める。
- いじめメール相談では、タブレット端末を用いた匿名いじめメール相談 WEB アプリ「習志野子どもホットライン」による相談を行い、より相談しやすい環境づくりを推進する。
- SOS の出し方教育を年度初めの適切な時期に実施する。
- いじめや不登校等の教育に関する子どもの悩みについては、学校のみならず市総合教育センターにおいても、来所相談、電話相談、訪問相談を通して、本人・保護者の気持ちに寄り添い支援に努める。

(2) 学校内における個別支援の充実

- 自分の学級で過ごすことが難しい児童生徒が学校内で安心して学習や生活できる居場所づくりに努める。
- 不登校児童生徒一人一人の状態を捉え、個別支援を充実させるために、各学校に教育相談員を配置する等、支援体制の充実に努める。

3 方向性3 様々な居場所づくり【多様な支援体制】

(1) 学校内の支援

- 各学校に校内教育支援センター(校内適応指導教室)を設置し、児童生徒一人ひとりが自分のペースで学習や生活ができるように、教育相談員の配置や教職員との連携により、その支援の充実を図る。

(2) 学校外の支援

- 適応指導教室「フレンドあいあい」を運営し、学校へ通うことが難しい児童生徒が、社会的自立や学校復帰に向け自分のペースで過ごすことができる居場所づくりに努める。
- 市総合教育センターでは、児童生徒の教育に関する悩みや不安を持つ保護者からの電話相談、来所相談、訪問相談等に心理士や教育相談員が寄り添った支援を実施する。また、市内の公民館等を利用して、同じ悩みを持つ保護者の交流会や児童・生徒、保護者へ向け個別相談を行う。

(3) ICT を活用した学習支援

- 校内教育支援センター(校内適応指導教室)や適応指導教室「フレンドあいあい」、フリースクール等の民間施設で過ごす児童生徒や自宅から外出することは難しいが自宅で学習に取り組む意欲をもった児童生徒の学びの機会を保障するため、ICT を活用した学習支援を推進する。また、ICT を活用した学習について、学習への取り組み状況などの一定の要件を満たした上で、校長の判断により、指導要録上の出席扱いとする。

(4) フリースクールなどの民間施設等の連携

- フリースクールなどの民間施設等で学習や生活を行う児童生徒の支援については、学校、保護者、民間施設等と連携を図り、取り組んでいく。また、学習への取り組み状況などの一定の要件を満たした上で、校長の判断により、指導要録上の出席扱いとする。

(5) 新たな学びの場となる「学びの多様化学校」の設置

- 不登校児童生徒の個々の実態に配慮した教育を実施するために、柔軟な教育課程を編成することができる「学びの多様化学校(不登校特例校)」を市内に設置し、新たな学習の機会として支援する。